



PIWU 中 広

郵政産業労働者ユニオン

2018年6月19日
第206号
発行：郵政産業労働者
ユニオン 広島中央支部
TEL・FAX 082-244-7719
E-mail piwu-hirochu@
abelia.ocn.ne.jp

〈働き方改革〉「高プロ制度」 の誤魔化しとカラクリ！

6月18日早朝、近畿地方で大きな地震がありました。被災した方々に心からお見舞い申し上げます。

「高度プロフェッショナル制度」を盛り込んだ働き方改革関連法案が、今国会で成立するとみられています。野党、労組、過労死遺族から「過労死を促進する」「定額働かせ放題」などと批判を浴びながら、政府・与党はなぜこの制度にこだわるのでしょうか。「高プロ」と略称で呼ばれるこの制度は、高収入の一部専門職を労働時間規制の対象から外す制度です。導入する理由を政府がどう説明しているか、確認してみました。

政府は「成果で評価する働き方」と説明

安倍晋三首相「高い付加価値を生み出す経済を追求しなければならぬ。(働いた)時間ではなく、成果で評価する働き方を選択できる制度は待ったなしだ」(5月23日、衆院厚生労働委員会)

加藤勝信厚労相「高度専門職の方が仕事の進め方や働く時間帯を自ら決定し、その意欲や能力を有効に発揮する働き方が求められている」(5月9日、衆院厚労委員会)

「高度プロフェッショナル制度」は時間ではなく成果で評価される働き方であり、そんな働き方を選べれば働く側にもメリットがあるし、経済も活性化すると言いたいようです。

法案には「成果で評価する」の文言なし

しかし、分かるようで分かりません。この制度のどんな仕組みによって「成果で評価する働き方」が可能になるのか、説明がないのです。

実は、法案に書いてあるのは「従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」仕事をする労働者について、「労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定」を「適用しない」ということだけです。

法案の中に成果主義を導入すると一言も書かれておらず、労働者に裁量があることも要件とはされていません。結局労働者は残業代も払われないうえ、使用者の言いなりになつて長時間労働を強いられることとなります。これが「過労死促進法案」と呼ばれる理由です。

労働時間の上限規制も、月80（100時間の残業という、過労死が労災と認められる基準が上限となつており、規制の意味がないばかりか、この基準で働かせることも法律の範囲内とされてしまい、長時間の残業により労働者が過労死しても、それを命じた使用者が免責されることになりかねないとの危惧の声があがっています。

**「働き方改革」関連法案を
廃案に！**

法案では、「高度の専門的知識を必要とする」などといった要件で対象業務を絞り、およそ1000万円以上という年収要件を定めて対象労働者を限定するとしています。しかし、対象業務は法律ではなく省令で決めるとされています。また、年収要件についても将来的に引き下げられることは間違いありません。経団連は「年収400万円まで要件を下げるべき」との意見を出しています。かつては原則禁止だった労働者派遣も少しずつ適用対象が広げられて、今では原則OKになつてしまいました。こうしたことから高年収の人だけでなく、全労働者に影響のある法案なのです。問題点が十分に論議されないまま、間違いなく過労死してしまうような働き方を防止する措置もない法案は絶対に許してはなりません。

**■ 郵政ユニオン第7回定期全国大会
7月5日（木）～7日（土）**

**■ 郵政ユニオン中国地方本部
第7回定期大会
7月15日（日）10時～14時
広島オフィスセンター**